

10.27 推進委員会

## 第2期葛飾区地域福祉計画

【重層的支援体制整備事業実施計画】【第2期成年後見制度利用促進基本計画】

令和6（2024）年度～令和11（2029）年度

令和6（2024）年3月

葛飾区

はじめに



## 目 次

### 第1章 計画策定にあたって

<u>1 計画策定の目的・趣旨</u> .....	1
<u>2 計画の位置付け</u> .....	2
<u>3 計画の期間</u> .....	3

### 第2章 基本理念と基本目標

<u>1 基本理念</u> .....	4
<u>2 基本目標</u> .....	4
<u>3 取組方針</u> .....	5

### 第3章 具体的な取組

<u>基本目標 1 区民の地域社会への参加促進と地域福祉の担い手づくり</u> .....	6
<u>基本目標 2 サービスの質の向上と利用促進</u> .....	12
<u>基本目標 3 包括的な支援体制の整備</u> .....	17
<u>基本目標 4 地域を主体とした福祉活動の推進</u> .....	30
<u>基本目標 5 権利擁護の推進</u> .....	36

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の目的・趣旨

少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、地域とのつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境が変化していく中で、国は平成28（2016）年6月「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定し、子ども・高齢者・障害のある方などすべての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を提唱しました。

その後、同年7月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が立ち上がり、複合的な問題や、制度の狭間の問題に対応すべく、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、地域とともに創っていくことが掲げられました。

こうした動向から、平成30（2018）年4月に社会福祉法の一部が改正され、これまで任意であった市町村地域福祉計画の策定が努力義務化され、また、区市町村が分野を超えて地域生活課題に包括的に対応する支援体制の整備に取り組むことが規定されました。

また、令和3（2021）年4月にも社会福祉法の一部が改正され、支援を必要とする人の属性を問わない包括的な支援体制を区市町村が構築する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

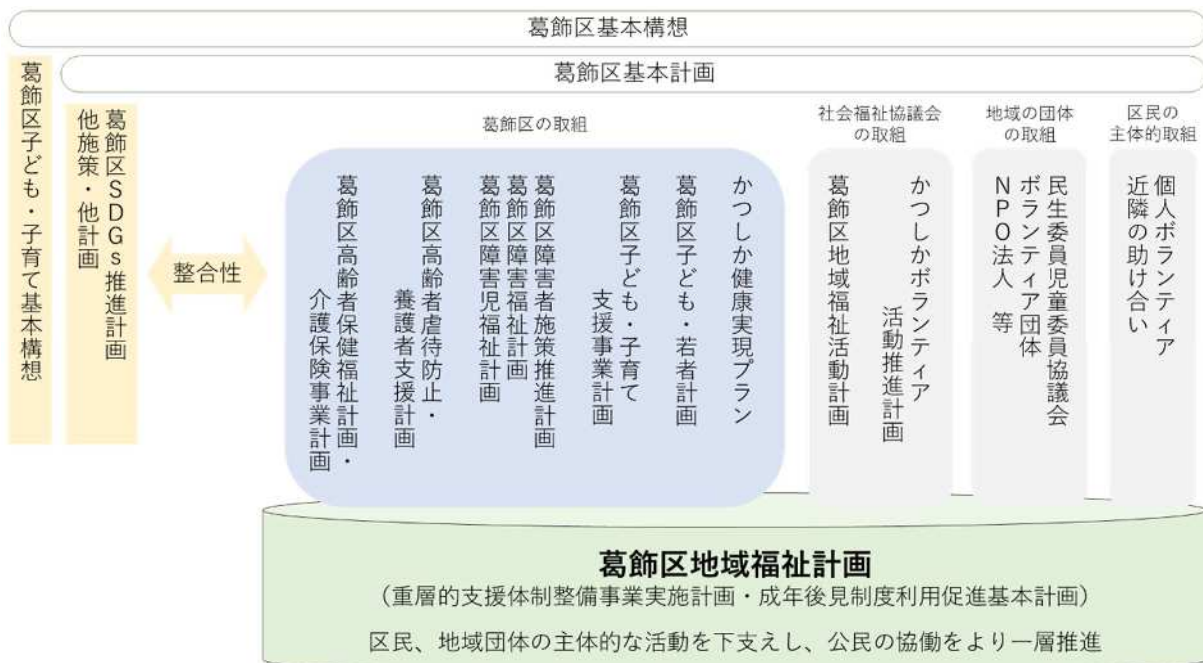
区では、令和2（2020）年3月に、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の計画的な実施や展開を図る観点から、福祉の各分野に共通する理念や取組を定めた「葛飾区地域福祉計画」を策定し、すべての区民が地域とともに生活していく地域共生社会の実現に向けて、公民協働による地域福祉を推進してきました。

地域を取り巻く環境は日々目まぐるしく変化しており、環境の変化に伴い、地域の課題も多様化が進み、虐待やひきこもり、高齢の親と働いていない独身の子どもが同居している世帯、介護と育児を同時に抱えるダブルケア世帯など、様々な複合的な課題を抱えた世帯が、今も増えています。

こうした状況に対応するため、区では、新たに令和6（2024）年度から令和11（2029）年度を計画期間とする「第2期葛飾区地域福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定し、支援を必要とする人に必要な支援が届くよう、包括的かつ重層的な支援体制の整備を構築するとともに、地域の主体的な取組を基盤としつつ、区のさらなる下支えのもと、公民協働の一層の推進を図ることを目指します。

## 2 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条第 1 項に規定する市町村地域福祉計画として、子ども・若者、高齢者や障害のある方などに関わる各施策を推進するうえで、共通して取り組む事項を定めるとともに、区、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会・ボランティア団体・NPO 法人などの地域の団体（以下、「地域団体等」という。）及び区民の協働により、地域福祉を推進する計画です。また、複雑化・複合化した地域課題への対応の強化を図る観点から、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 106 条の 5 第 1 項に規定する重層的支援体制整備事業実施計画を内包するとともに、高齢者や障害のある方などの権利擁護を推進する観点から、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）第 14 条第 1 項に規定する市町村成年後見制度利用促進基本計画を内包する計画とします。



また、本計画は「葛飾区基本構想」及び「葛飾区基本計画」の下位計画であることから、本計画においても SDGs の理念を踏まえています。



### 3 計画の期間

本計画の期間は、関連する各個別計画の最終年度を考慮し、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間とします。

計画名	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
基本計画（R3～）	→						
SDGs 推進計画（R5～）	→						
中期実施計画	→						
後期実施計画				→			
第2期地域福祉計画	→						
第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	→						
第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画				→			
第6期高齢者虐待防止・養護者支援計画	→						
障害者施策推進計画	→						
第7期障害福祉計画	→						
第8期障害福祉計画				→			
第3期障害児福祉計画	→						
第4期障害児福祉計画				→			
（仮称）第3期子ども・子育て支援事業計画		→					
（仮称）第2期子ども・若者計画		→					
（仮称）第3次かつしか健康実現プラン		→					

## 第2章 基本理念と基本目標

### 1 基本理念

病気や障害があっても、また介護をはじめ、何かしらの支援が必要な状況になったとしても、人や地域とつながり、喜びを感じることができるまち、多様な個人や家族を地域で受け止め、支え合うまち、地域のために何かをしたいとの想いが実現するまちを目指して、この計画の基本理念を「すべての人々がともにつながり、認め合い、いつまでも安心して暮らせるまち」とし、区、社会福祉協議会、地域団体等及び区民が協働して地域共生社会を創っていきます。

### 2 基本目標

計画の目的を具現化し、基本理念を実現するため、基本目標を以下のとおり設定します。

#### 基本目標 1 区民の地域社会への参加促進と地域福祉の担い手づくり

様々な区民が地域社会とつながる取組を推進するとともに、地域の支え合いに関心のある人や団体を支援し、地域福祉の担い手づくりにつなげていきます。

#### 基本目標 2 サービスの質の向上と利用促進

保健や福祉に係る公的サービスの質の向上を図り、すべての区民が住み慣れた地域で安全・安心に暮らすことができる環境を整えます。

#### 基本目標 3 包括的な支援体制の整備

多様化する個人や家族のニーズに対して、公・民を超えた様々な機関や団体などが協働し、包括的かつ重層的な支援体制を整えます。

#### 基本目標 4 地域を主体とした福祉活動の推進

区民や地域団体、ボランティア団体の主体的な活動をより一層推進し、楽しみや充実感を感じながら活動していけるよう支援します。

#### 基本目標 5 権利擁護の推進

本人の自己決定を尊重し、周囲の関係者や地域の理解を深めていくことで、子どもや認知症高齢者、障害のある方などの権利を守る体制を整備します。



### 3 取組方針

基本目標を達成するための具体的な取組方針は、以下のとおりです。

#### 〈第2期葛飾区地域福祉計画の取組方針〉

基本理念	基本目標	取組方針
すべての人々がともにつながり、認め合い、いつまでも安心して暮らせるまち	1 区民の地域社会への参加促進と地域福祉の担い手づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>-1 活動に参加したい人（団体）と支援を受けたい人（団体）とのマッチングの充実</li> <li>-2 活動に参加したい人（団体）のスキルアップ支援</li> <li>-3 生涯学習や福祉教育の充実による、地域で活動する人づくりの推進</li> <li>-4 地域で活動する人のモチベーションを高める取組の推進</li> <li>-5 障害のある方や認知症の方など、様々な区民が地域社会に参加する取組の促進</li> </ul>
	2 サービスの質の向上と利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>-1 保健・福祉に携わる、人材確保とサービスの向上</li> <li>-2 関係分野と連携し、包括的な視点をもって支援を行える人材の育成</li> <li>-3 支援を必要とする人への情報提供とサービスの利用促進</li> <li>-4 災害時要配慮者対策の強化</li> </ul>
	3 包括的な支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>-1 暮らしのまるごと相談事業のさらなる推進</li> <li>-2 家族介護者への包括的支援の充実</li> <li>-3 複雑化・複合化した多様な支援ニーズを包括的に支援する体制の整備 【葛飾区重層的支援体制整備事業実施計画】</li> </ul>
	4 地域を主体とした福祉活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>-1 地域の主体的な活動の推進（コミュニティソーシャルワークの推進）</li> <li>-2 身近な生活課題への地域の助け合いの促進</li> <li>-3 災害時の助け合いの促進</li> <li>-4 地域団体等の活動支援</li> <li>-5 地域で活動する団体の活動の見える化と区民への情報提供の充実</li> <li>-6 地域で活動する団体の情報共有や団体間の連携の促進</li> </ul>
	5 権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>-1 判断能力が十分でない人への支援 【第2期葛飾区成年後見制度利用促進基本計画】</li> <li>-2 子どもの権利擁護</li> <li>-3 高齢者の権利擁護</li> <li>-4 障害者の権利擁護</li> <li>-5 意思決定支援</li> </ul>

## 第3章 具体的な取組

第3章では、基本目標ごとに「区が主体となって進める取組」「社会福祉協議会が主体となって進める取組」「関係機関や専門職団体が主体となって進める取組」「区から区民や地域団体等へのお願い」の4つの視点から具体的な取組の方向性を示し、それぞれの分野が連携・協力して目標達成に取り組めます。

### 基本目標1 区民の地域社会への参加促進と地域福祉の担い手づくり

地域で活動する団体には、「会員が高齢化している」「活動に参加してくれる人が少ない」「後継者がいない」



など、活動の担い手の確保や継承に関する共通の悩みがあります。地域で活動する人を増やすためには、何か活動をした思った人が、気軽に相談できる場をつくることや、現在活動に参加している人たちが、やりがいや楽しみを感じながら活動していることを周囲に伝えていくことが大切です。

地域で支援を必要としている対象者が拡大し、支援の内容が複雑化する中で、支援に関わる個人や団体には、これまで以上のスキルが求められるとともに、地域活動を継続していくためには、活動する人や団体のモチベーションの向上も重要となります。また、特技を生かしたり、楽しみながら生涯学習等の講座などに参加することを通して、地域の実情や課題に関心を持ち、学んだことを地域活動につなげていくことも大切です。

このような視点から、区民の地域社会への参加促進と地域福祉の担い手づくりに取り組んでいきます。

#### 《区が主体となって進める取組》

- 区民が参加したくなる魅力的な講座や福祉活動に対する支援方針などをつくり、地域団体等がより活動しやすい体制づくりを行います。
- 地域で活動する人や団体の取組を支援するとともに、その魅力を区民に発信します。

#### 《社会福祉協議会が主体となって進める取組》

- 区民が参加したくなる魅力的な講座などを開催し、講座受講者を地域活動につなげる取組を進めます。
- 地域で活動する人や団体の取組の魅力を区民に発信していきます。
- 地域の情報を集め、活動に参加したい人と支援を受けたい人とのマッチングや活動に関する相談を受けるとともに、そこで得られた情報から地域の困りごとや心配ごとの解決に向けた取組を推進します。
- 分野別に担い手を募るなど、区民が自らの得意分野を発揮できると思えるような講座や

説明会を開催するとともに、充実した活動メニューを提供し、地域活動への参加を促進します。

### 《関係機関や専門職団体が主体となって進める取組》

- 研修や講座などに講師として参加するとともに、地域で活動する人や団体のスキルアップを支援します。

### 《区から区民や地域団体等へのお願い》

- 区民は、地域の実情に関心を持ち、積極的に地域活動に参加していきましょう。
- 地域団体は、団体の活動内容について積極的に情報発信を行いきましょう。

## 取組方針 1

### 活動に参加したい人(団体)と支援を受けたい人(団体)とのマッチングの充実

新たに地域の活動に参加したいと思う区民が、希望する活動に参加することができるよう、マッチング支援を推進します。

- かつしか区民大学などの区が行う生涯学習事業や各種セミナーの受講者に、区が実施する社会参加活動や区内のボランティア活動の情報を提供し、実際の地域活動への関心を高める取組を進めます。

- 葛飾区社会福祉協議会ボランティア・地域貢献活動センター（以下「ボランティア・地域貢献活動センター」という。）では、区民からのボランティア活動の相談に応じるとともに、ボランティア活動者や活動先の紹介など、ボランティア活動のサポートを行っています。また、登録をした個人・団体に対し、ボランティア活動の情報提供を行うとともに、広く区民に対し、広報紙やホームページなどで、ボランティア関連の情報を発信しています。

今後は、ボランティア活動希望者や活動先のニーズを適切に把握し、確実に効果的なコーディネートとタイムリーな情報提供を行っていきます。さらに、ボランティア情報などの収集に取り組み、どの相談者に対しても的確な情報を提供できるよう、丁寧で確実かつ迅速なマッチングを行っていきます。

- 生涯学習や社会参加の事業について、区と社会福祉協議会で情報を共有し、的確な情報提供や活動に参加したい人と支援を受けたい人とのマッチングを行っていきます。

○様々な地域活動に関する情報を集約し、社会参加意欲を持っているが、活動に結びつけ

ていない高齢者に対して、一元的に情報提供できる体制づくりを進めます。

- 「葛飾みんなの協働サイト」において、様々な地域活動に取り組む団体等が、イベントや人材募集等に関する情報を発信しています。区では、「葛飾みんなの協働サイト」について広く区民や地域活動団体等に周知するとともに、区からも助成金など団体の活動に資する情報を積極的に投稿することでサイトの活性化を図り、活動に参加したい人と団体等とのマッチングを支援します。

## 取組方針 2

### 活動に参加したい人(団体)のスキルアップ支援

地域で活動している、またはこれから活動に参加しようと考えている人や団体などが、安心して地域活動を進めていけるように、活動や取組を展開するうえで必要となる知識や技術、運営のノウハウの習得を支援していきます。

- ボランティア・地域貢献活動センターでは、区内で活動する地域団体等の総合的な窓口として、NPO法人の設立や団体運営の方法などの相談を受け付けています。また、専門相談として、活動や運営に必要な法務、労務、税金、会計など専門的事項について、弁護士、税理士、社会保険労務士による相談を実施しています。今後は、地域で活動しているボランティアがより良い活動ができるよう、ボランティア講座のさらなる充実を図るとともに、専門的な知識を習得する機会の充実や、多様な主体と交流・協力・連携・協働できる環境づくりを進めていきます。

## 取組方針 3

### 生涯学習や福祉教育の充実による、地域で活動する人づくりの推進

生涯学習や福祉教育の受講者の中には、学んだことを地域で生かしたいと考える人も多くいます。そのような区民を実際の地域活動につなげ、地域で活動する新たな人づくりを推進していきます。

- ボランティア・地域貢献活動センターでは、ボランティアに関心のある初心者向けの講座や、点訳ボランティア、音訳ボランティアなどの専門ボランティア養成講座を実施し、講座受講後にボランティア活動につながるよう働きかけています。今後も、受講者への区内ボランティア活動の情報提供の充実を図るとともに、多くの区民が参加したいと思える講座となるよう、区、ボランティア・地域貢献活動センター、ボランティア団体、自治町会等が連携しながら推進していきます。

○区は、これまで、かつしか区民大学などを通して、区民の興味や関心に沿って様々な学習機会を提供してきました。今後は、コロナ禍で培ったオンライン開催の手法も活用し、より参加しやすい講座づくりに努めるとともに、受講者が講座後に地域活動につながるような内容の講座を取り入れていきます。

#### 取組方針4

### 地域で活動する人のモチベーションを高める取組の推進

地域での活動を継続的に発展させていくために、地域活動に関わる人や団体のモチベーションを高める取組を進めていきます。

○区は、協働事例集や協働事例映像、広報かつしかの特集記事を通して地域活動に関わる人や団体の活動を広く紹介することにより、地域活動の魅力を伝え、活性化を図っていきます。また、地域活動の功績を称える「葛飾協働まちづくり表彰」を実施することで、団体等の活動意欲の向上を図り、地域活動の継続的な発展につなげていきます。

○社会福祉協議会は、区内で活動する団体の交流の場の充実を図り、相互交流を通して団体に活動する人たちのモチベーションを高める取組を進めていきます。

#### 取組方針5

### 障害のある方や認知症の方など、様々な区民が地域社会に参加する取組の促進

障害があっても、認知症になっても、社会の中で個人として認められ、地域社会に参加できる場があることは、地域共生社会を実現するうえで重要なことです。地域の住民が、障害のある方への理解促進と認知症に対する正しい知識を持ち、障害のある方や認知症の方が地域で共に活動するなど、誰にとっても地域で暮らしやすいまちづくりを目指します。

#### (1) 障害への理解と交流の促進

障害のある方が住み慣れた地域で安心して自分らしく生活していくためには、周囲の方が障害を理解し、障害のある方への配慮が広く地域で実践されることが重要です。

そのため、区民や事業者の方に対して障害への理解を広げ、障害のある方への配慮が地域で実践され、障害のある方とない方の交流を深められるよう支援していきます。

○区では、障害者差別解消法の制定を契機として、「障害を理由とする差別の解消推進に

関する葛飾区職員対応要領」を策定し、職員研修を実施しています。今後も職員研修を通して、障害を理由とする差別の解消を推進します。

○葛飾区職員出前講座や障害者作品展、障害の理解促進につながる講演会及び映画上映会などを開催し、区民に対する普及・啓発に努めていきます。

○小学生と保護者を対象とした普及啓発講座や、福祉・ボランティア出前講座を活用しての学校での手話体験、車いす体験等の体験講座、身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）の普及啓発などを通して、障害の理解促進に取り組みます。

○学齢期において、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に過ごすことができるよう、交流及び共同学習の推進を図ります。

## （２）認知症への理解の推進

令和5（2023）年6月に、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、認知症の方を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現に向け、認知症基本法が成立しました。

区では、認知症基本法の理念や基本施策を踏まえつつ、共生社会の実現に向け、認知症施策を総合的に推進していきます。

○認知症の方や家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、幅広い世代に対して認知症の正しい理解について普及啓発を推進します。

○認知症疾患医療センターや葛飾区医師会と連携して認知症の疑いを早期に発見し、認知症の方や家族を支援していく体制を強化します。

○認知症により徘徊し自宅に戻れなくなる、あるいは事故等に巻き込まれる恐れのある高齢者等を早期に発見し保護することで、高齢者の身体・生命の安全を守るとともに、万が一の事故等に備え家族の安心につなげます。

## （３）活動・ふれあいの場

○認知症の方や家族、地域住民、介護や福祉などの専門職など誰でも気軽に集うことができる認知症カフェの設置を推進し、認知症の方の社会参加を推進します。

○区内の就労支援事業所による出張販売の充実により、区民と障害のある方とのふれあいの場の拡大を図ります。

○障害者スポーツを通して、障害のある方とない方との交流の場の拡大を図ります。

○自治町会や民生委員・児童委員など地域の方々を中心となって、地域での困りごとや

心配ごとの解決に向けた活動（小地域福祉活動）を通して、「お互いの顔が見え、地域で支え合いながら安心して暮らせる」関係づくりを進めていきます。

- 健康体操や脳トレ、趣味活動などの介護予防活動を通して、高齢者が交流できる場を提供していきます。
- 健康づくりやフレイル（筋力や心身の活力低下）予防を目的とした地域のグループ活動を支援し、区民の介護予防・健康づくりを推進します。
- 地域の中で楽しく子育てをするために、仲間づくりや子育てに関する知識・情報交換など親子の交流の場の提供や交流機会の促進を図ります。
- 区民が気軽に集まり、学びや参加できる交流活動を通して、区民同士の交流機会の促進を図ります。



## 基本目標 2 サービスの質の向上と利用促進

地域福祉を推進するうえで、多様なニーズに対応できる専門的な知識・技



術に基づいた的確なサービスの提供と、公的なサービスの質の向上が必要です。そのためには、公的サービスを担う専門職をはじめ、保健・福祉に携わる人材の確保やスキルアップ、区の課題を全体的・複合的に捉え、関係分野などと連携し、包括的に解決できる人材を育成することが必要となります。また、従事者がメンタルヘルスを良好に保ちながら働ける職場環境を整えることや、災害時であっても利用者が継続して公的なサービスを利用し続けることができる環境を整備することも必要となります。

さらに、地域団体等の活動の情報を、区民のみならず、公的なサービスの提供主体にも伝えていくことで、区全体のサービスの向上を図り、より良いサービスの提供につなげるとともに、ひきこもりや高齢者世帯など、サービスの情報が届きにくい世帯について、積極的なアウトリーチ（訪問支援）の活用を図り、適切な情報提供によるサービスの利用につなげていくことも重要です。

このような視点から、保健・福祉に携わる人材の確保・育成や、職場環境の改善などによる事業所の環境整備、さらには、支援を必要とする人への適切な情報提供によるサービス利用の促進などに取り組んでいきます。

### 《区が主体となって進める取組》

- 介護サービスや保育サービスなどに携わる人材確保とスキルアップを支援します。
- 介護施設や障害者施設、保育施設などに福祉サービス第三者評価の受審を奨励し、福祉サービスの質の向上を図ります。
- 包括的な視点をもって連携支援を行える区の職員を育成します。
- 区内で提供している公的なサービスや、民間団体や地域団体等が行っている活動について、区民や事業者へ情報を提供します。

### 《社会福祉協議会が主体となって進める取組》

- 区内で提供している公的なサービスや、地域団体等が行っている活動について、区民や事業者へ情報を提供します。
- 地域で継続的に支援を必要とする世帯を早期に発見・支援するため、区や地域の関係団体と、日頃から顔の見える関係を構築します。

### 《関係機関や専門職団体が主体となって進める取組》

- それぞれの職務に応じた研修を実施し、人材育成に取り組めます。
- 他団体との連携を深め、専門性の向上に努めます。



## 《区から区民や地域団体等へのお願い》

- 区の出前講座などを活用して、区のサービスや施策についての理解を深めましょう。
- 近隣との付き合いや日々の活動の中で、支援が必要な世帯に気付いた場合は、適切な機関などに相談しましょう。
- 自治町会の回覧板・掲示板などで地域のサービスに関する情報を共有しましょう。

### 取組方針 1

## 保健・福祉に携わる、人材確保とサービスの向上

### (1) 人材の確保・定着

現在、介護や障害福祉サービス、保育サービスに従事する職員の確保が難しくなっています。そこで区は、介護や障害福祉サービス事業者による合同就職説明会や保育士就職フェアを開催し、人材確保に努めるとともに、職員の雇用や育成にかかる支援を実施し、事業所の質の向上と人材の定着に努めています。

引き続き、民間事業所と連携しながら取組を進めるとともに、各事業所のICT化を促進するなど、従事者の負担軽減や職場環境の向上を図り、人材の確保・定着に向けた支援に努めていきます。

### (2) 人材のスキルアップ

介護人材スキルアップ研修を年間を通して実施するとともに、葛飾区介護サービス事業者協議会による居宅支援、訪問介護などの専門部会における研修の実施、医療的ケア児者や重複障害者に対応できる相談支援専門員を育成するための基幹相談支援センターによる研修、保育士資格取得の補助や現役保育士向けの研修の参加機会の確保を通して、介護や保育人材のスキルアップに取り組んでいます。

今後も、社会情勢に見合った研修内容の充実に努めるとともに、介護人材キャリアアップ助成制度の拡充を図るなど、職員のスキルアップを支援していきます。

### (3) 福祉サービス第三者評価の受審勧奨と苦情相談などの充実

専門的かつ客観的な立場で一定の基準に基づき福祉サービスの評価を行う福祉サービス第三者評価の受審勧奨を通して、介護施設や障害者施設、保育施設などのサービスの向上を図ります。また、各施設に設置されている苦情相談窓口の充実や区の苦情調整委員制度の積極的な活用、介護相談員活動の充実により、福祉サービスの質の向上を図ります。

#### (4) 事業所指導及び監査

介護施設、障害者施設、保育施設及び社会福祉法人に対して、それぞれの関連法に基づき、助言、指導や監査等を実施することで、サービスの質の向上や管理体制の適正な整備・運用につなげていきます。

#### (5) 従事者のメンタルヘルスの推進

新型コロナウイルス感染症の拡大により、保健・福祉サービスの従事者は、これまで以上に心理的ストレスを感じる機会が増加しています。また、複雑かつ包括的な相談や支援にあたっては、心身の負担が大きくなることもあります。そのため、従事者が心身のストレスを軽減し、やりがいを持って職務に従事するために、職場での良好な人間関係づくり、トラブルに対する組織的な対応など、運営面から従事者をサポートする体制づくりを支援していきます。

#### (6) 従事者に対するハラスメントの防止

保健・福祉の現場では、従事者に対する身体的なハラスメントや精神的なハラスメントが少なからず発生しています。

ハラスメントの防止は、従事者の人権や心の健康を守るとともに、人材を安定的に確保し、従事者の離職を防止する観点からも非常に大切です。また、ハラスメントが無いことにより、従事者が利用者や家族と円滑な関係を築き、良好なサービスを維持していくことにつながります。

令和3（2021）年度の介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定では、サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、すべてのサービス事業者に、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策として必要な措置を講ずることが義務付けられました。

区では、厚生労働省が作成した介護現場及び障害福祉の現場におけるハラスメント対策マニュアルを各サービス事業所に配付するなどして、サービスの管理者に対して具体的対策の周知を図っています。また、ハラスメントへの支援策の検討にあたり、介護事業所へアンケートを実施しており、アンケートの結果を活用しながら、引き続き区と事業所が協力し、介護現場などでのハラスメントの防止に努めていきます。

## 取組方針2

### 関係分野と連携し、包括的な視点をもって支援を行える人材の育成

高齢者や障害のある方、子ども・若者、生活困窮者などの支援に際しては、分野を超えた連携が求められる事例が増えてきています。このため、これらの分野で相談支援に関わる職員が、個々の事例に包括的な対応ができるように、幅広い視点をもった人材を育成することが必要となります。

区では、令和5年4月に「くらしのまるごと相談課」を設置し、年齢や収入、障害の有無などにかかわらず、生活上の様々な不安や課題を、世帯単位でまるごと受け止め、寄り添いながら支援していく体制を整備しました。

しかしながら、世帯の課題をまるごと支援していくためには、くらしのまるごと相談課の職員だけでなく、高齢・障害・子育て・保健・教育等の各分野の相談窓口の職員が、今まで以上に担当する部署に関する困りごとだけでなく、その背後にある世帯の困りごとに気づき、部署内で対応できない場合は、関係する支援関係機関と連携して支援していくことが必要となります。

そのため、相談窓口で相談に従事する各窓口職員を対象として、課題を把握する相談面接の技法研修を実施するなど、支援関係機関とのスムーズな連携を図るための人材の育成を行っていきます。

また、複雑化・複合化した福祉課題に対しては、包括的な支援が必要となり、福祉分野に幅広く対応できる人材の育成が不可欠です。

そのため、区職員全体の人材育成の基本となる葛飾区人材育成基本方針の個別方針として、福祉職版の人材育成方針を策定し、よりきめ細やかな人材の育成を行っていきます。

## 取組方針3

### 支援を必要とする人への情報提供とサービスの利用促進

すべての区民に必要な情報を届けるために、広報かつしかや自治町会の回覧板などの紙媒体での情報提供とともに、区ホームページやSNSなどICTを活用した情報提供も積極的に行っていきます。

また、支援が必要な状況にあるにもかかわらず援助を求めることができない世帯、援助を受けることに拒否感が強い世帯、ひきこもりや高齢者世帯などの情報が届きにくい世帯に対しては、援助する側からのアプローチが大切です。そのため、くらしのまるごと相談課をはじめとする区の機関が積極的にアウトリーチ（訪問支援）を行い、地域で支援を必要とする世帯を早期に発見し、適切なサービス利用につなげ、問題が深刻化・潜在化することの予防に努めます。また、区と地域の関係団体が、日頃から顔の見える関係を構築することで、地域活動の中で気付いた支援を必要とする世帯を早期発見し、支援につなげていきます。

## 取組方針4

### 災害時要配慮者対策の強化

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、令和3（2021）年に災害対策基本法が改正され、区市町村において、避難行動要支援者ごとに、避難支援を行う者や避難先などの情報を記載した個別避難計画の作成が努力義務化されました。

また、新型コロナウイルス感染症の流行や頻発する自然災害の影響を受けて、令和3（2021）年度の介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定において、すべての介護事業者と障害福祉サービス等事業者にBCP（業務継続計画）の策定が義務付けられました。

そのため、区は、区内の介護事業者・障害福祉サービス等事業者に対して、事業所などの協力を得ながら、個別避難計画に関する同意の取得や策定を進めるとともに、BCP（業務継続計画）の策定支援や訓練支援などを行いました。今後も、関係機関と連携しながら、災害時の要配慮者対策を強化していきます。

## 基本目標 3 包括的な支援体制の整備



これまで、子ども、高齢者、障害のある方などの対象ごとに、各種制度に基づいた公的な支援体制が整備され、質量ともに支援の充実が図られてきました。しかし、現在では、認知症や精神障害が疑われたり、セルフ・ネグレクト、生活困窮、社会的孤立やごみ屋敷など、複合的な課題を抱える個人や世帯が増えてきています。また、中高年のひきこもりなど、公的な支援が受けられず制度の狭間にある方への対応や、買物、通院の介助など、これまでの公的な支援の対象とならない身近な生活課題への対応も求められています。

こうした中、令和3（2021）年4月に社会福祉法の一部が改正され、支援を必要とする人の属性を問わない包括的な支援体制を区市町村が構築する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

重層的支援体制整備事業は、社会福祉法第106条の4第2項各号に定める「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの取組を柱とし、これらを効果的かつ円滑に実施するため、「多機関協働による支援」と「アウトリーチ等を通じた継続的支援」を加えた5つの事業を一体的に実施するものとされています。

区においても、区民の複雑化・複合化した支援ニーズに的確に対応していくため、令和6（2024）年4月から、葛飾区重層的支援体制整備事業を開始します。

なお、社会福祉法第106条の5において、事業の実施にあたっては、事業を適切かつ効果的に実施するため、「重層的支援体制整備事業実施計画」（以下、「実施計画」という。）を策定するよう努めることとされていることから、本計画に内包する形で実施計画を策定します。

### 《区が主体となって進める取組》

- 相談者の属性、世代、相談内容等に関わらず、相談を幅広く受け止め、相談者に対して適切な情報や支援メニュー等を提供するとともに、各種支援機関等と連携・協働することで、包括的な支援体制の構築を進めます。
- 世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備するとともに、地域活動の活性化を促進することで、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を進めます。
- 支援に結び付いていない人について、アウトリーチ（訪問支援）による支援を行います。

### 《社会福祉協議会が主体となって進める取組》

- 支援調整・連絡会議等の活用により、複雑化した相談にも柔軟に対応する体制を構築します。
- 地域活動の活性化を支援し、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を進めます。

### 《関係機関や専門職団体が主体となって進める取組》

- 分野を超えて、他団体と連携協力して、支援に取り組みます。
- 地域で活動する支援者を専門的な視点から支えていきます。

### 《区から区民や地域団体等へのお願い》

- 支援を必要としている世帯に気付いた際には、民生委員・児童委員などや区の相談機関・相談窓口ご連絡しましょう。

## 取組方針 1

### くらしのまるごと相談事業のさらなる推進

年齢や収入、障害の有無などにかかわらず、生活上の様々な不安や課題を、世帯単位等まるごと受け止め、寄り添いながら支援していく包括的な支援を推進します。

#### (1) 世帯の課題をまるごと受け止める相談支援

- くらしのまるごと相談窓口では、ヤングケアラーやダブルケア、8050 問題等、個人や世帯、家族が抱える多様な課題を福祉等の専門職がまるごと受け止め、寄り添いながら状況を把握し、解決方法を一緒に考え支援を行います。
- 潜在的な課題を抱えつつも、自ら相談することが難しい方などに、アウトリーチ（訪問支援）等により積極的に働きかけて、信頼関係を築きながら相談や支援につなげます。
- すぐに解決が困難な複数の課題や制度の狭間の課題を抱える世帯に対し、寄り添いながら現状を把握し、継続的な関わりを実施します。
- くらしのまるごと相談窓口での相談や、支援関係機関等で把握した相談のうち、複数の課題や制度の狭間の課題を抱える世帯に対し、支援会議（社会福祉法第 106 条の 6）等の仕組みを活用して、情報共有や支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理等の調整を行い、チームで世帯を支援します。
- 本人・世帯のニーズや抱える課題を把握したうえで、必要に応じて、地域のボランティア団体等の活動への参加について調整し、参加支援を行います。

#### (2) 体制づくり等

- 関係部署等で構成する検討組織において、支援会議等におけるケース検討や連携の事例から抽出した、既存の支援策で対応できない課題等について、新たな支援策や既存の支援策の拡張等の対応を検討します。
- 支援関係機関の職員が参加する事例検討や支援制度の研修を実施します。



○まるごと受け止める相談支援や、アウトリーチ（訪問支援）、地域参加支援を実施する中で、地域において実施されている事業や活動等を把握し、分野横断的に地域づくりに向けた支援について検討します。

## 取組方針 2

### 家族介護者への包括的支援の充実

#### （１）家族介護者への支援

加齢・疾病などにより介護が必要になった方や障害のある方が住み慣れた地域で生活を続けるためには、本人への支援のみならず、周りの家族の悩みに気付き、支えていく体制づくりが重要です。介護ストレスの緩和や、介護ノウハウの習得支援、地域での孤立防止等、要介護者の家族介護力に対して支援をするだけでなく、家族の生活・人生の質の向上に対しても支援する視点を持ち、仕事を始めとする社会参加の継続維持や心身の健康維持・充実について、支援関係機関が連携を図って支援することが必要となります。

そのため、支援者に対し、家族介護者に対するアセスメント（課題の把握・分析）や、多様な専門職との連携支援等について啓発や研修を行うほか、さらなる支援体制の強化について関係機関と検討を進めます。

#### （２）ヤングケアラーへの支援

家族介護者の中でも、ヤングケアラーは、幼いきょうだいや障害、病気の家族のお世話など様々な背景があり、従来の制度による単独の支援だけでなく、関係機関が連携して包括的な支援を行う必要があります。

加えて、社会的認知度が十分でなく、周囲の大人が気づきにくく、お世話をする子ども自身やその家族においてもヤングケアラーに対する認識が低い場合があります。

現在、区では、区民や関係機関、区職員向けに講演会や研修を通じた周知・啓発を行い、社会的認知度の向上に努めています。

また、ヤングケアラーやその家族が、地域で孤立することなく早期に相談などにつながるができるよう相談体制を整備する一環として、ピアサポートなどの支援を行う地域活動団体に対して助成を行っています。

今後は、地域活動団体への支援を通じたヤングケアラーやその家族への支援を継続するとともに、くらしのまるごと相談事業等の体制を活用し、福祉、保健、子育て、教育等の関係部が一体となって支援の強化に取り組みます。

## 取組方針 3

### 複雑化・複合化した多様な支援ニーズを包括的に支援する体制の整備 【葛飾区重層的支援体制整備事業実施計画】

#### 1 実施計画策定の目的

本実施計画は、区民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、高齢・障害・子ども・生活困窮等、各分野が連携・協働し、その専門性を活かしながら、区全体の支援体制をつくることを目的とします。

#### 2 実施事業

葛飾区重層的支援体制整備事業では、社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項各号の定めに基づき、以下の 5 つの事業を一体的に実施します。

第 1 号	包括的相談支援事業
第 2 号	参加支援事業
第 3 号	地域づくりに向けた支援事業
第 4 号	利用者支援事業
第 5 号	多機関協働事業（第 6 号 支援プランの作成と併せて実施）

#### 3 各事業の提供体制に関する事項

##### (1) 包括的相談支援事業

###### ア 事業の概要

本事業は、高齢、障害、子ども、生活困窮分野の各相談支援事業者が、相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービス等の情報提供等を行うとともに、受け止めた相談のうち、単独の相談支援事業者では解決が難しい事例について、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行うこと等により、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応した包括的な支援を行う事業です。

###### イ 包括的相談支援事業の実施体制

- 「くらしのまるごと相談窓口」において、年齢や収入、障害の有無などにかかわらず、生活上の様々な不安や課題を、福祉等の専門職がまるごと受け止め、寄り添いながら支援していきます。
- 高齢、障害、子ども、生活困窮の各分野の窓口では、それぞれの分野だけではなく、その世帯全体の相談に応じ、課題の把握に努めます。受け止めた相談のうち、当該窓口での対応が難しい場合や複雑化・複合化した課題を抱えている場合など、複数の相



談支援機関が連携して支援する必要がある事例については、くらしのまるごと相談課につなぎ、情報共有や支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理等の調整を行う支援会議（社会福祉法第 106 条の 6）や多機関協働事業により連携した支援を行います。

【第 1 号のイ/地域包括支援センターの運営】 (令和 6 年 3 月 31 日現在)

事業名称	高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）の運営
圏域・箇所数	7 圏域・14 か所
事業内容	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、身近な相談窓口として介護予防のためのケアマネジメント、総合的な相談・支援・調整、虐待防止・権利擁護、介護サービスの質の向上のための介護支援専門員への支援・助言や関係機関との連携などを行います。
運営形態	委託
支援機関名	高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）センター 7 か所 分室 7 か所
所管課	高齢者支援課

【第 1 号のロ/障害者相談支援事業】 (令和 6 年 3 月 31 日現在)

事業名称	葛飾区基幹相談支援センターの運営
圏域・箇所数	1 か所
事業内容	重症心身障害者や精神障害等との重複障害者、医療的ケア児者などの相談に対して適切な支援を行うほか、障害者手帳を取得しながら障害福祉サービス利用に結びついていない方へのアウトリーチ（訪問支援）を行うなど、地域における相談支援の中核的な役割を担います。 また、人材育成のため、民間相談支援事業所の相談支援専門員に対し、相談支援技術や連携調整能力の向上を図る研修を実施するほか、サービス等利用計画や個別支援に係る具体的な指導助言等を行います。
運営形態	直営（人材育成業務については委託）
支援機関名	葛飾区基幹相談支援センター
所管課	障害福祉課

【第1号のハ/利用者支援事業】 (令和6年3月31日現在)

事業名称	利用者支援事業【特定型】
圏域・箇所数	1 箇所
事業内容	葛飾区役所内の子育て支援窓口に相談窓口を設置し、保育アドバイザーを常駐させ、教育・保育施設等に関する情報を収集し、施設利用等に係る相談や情報提供を行います。 また、月に一回程度保育アドバイザーを出張させ、子ども未来プラザにて本事業を実施します。
運営形態	委託
支援機関名	子育て支援窓口
所管課	保育課

【第1号のハ/利用者支援事業】 (令和6年3月31日現在)

事業名称	利用者支援事業【母子保健型】
圏域・箇所数	12 箇所
事業内容	保健師等の専門職が妊産婦等の状況を継続的に把握し、総合的な相談支援を実施することで、きめ細かい支援を行います。
運営形態	直営
支援機関名	子育て世代包括支援センター（子ども未来プラザ(3)、基幹型児童館(4)、子育て支援窓口(1)、保健センター(4)）
所管課	子育て政策課

【第1号のニ/生活困窮者自立支援事業】 (令和6年3月31日現在)

事業名称	生活困窮者自立支援事業
圏域・箇所数	1 箇所
事業内容	葛飾区役所内の自立相談支援窓口にて生活困窮者の相談に広く対応し、本人の状況やその課題に応じた関係機関を案内します。また、生活困窮者自立支援法に基づく支援が必要と判断される方に対しては個別の支援計画（プラン）を作成し、包括的かつ計画的な支援を実施します。
運営形態	委託
支援機関名	自立相談支援窓口
所管課	くらしのまるごと相談課

## (2) 参加支援事業

### ア 事業の概要

本事業は、既存の社会参加に向けた事業では対応できない本人のため、本人やその世帯のニーズや抱える課題などを把握し、地域の社会資源や支援メニューとのマッチングを行うとともに、既存の社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、本人やその世帯の支援ニーズや状態に合った支援メニューづくりを行う事業です。また、マッチングした後に本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップ等を行い、本人やその世帯と社会とのつながりづくりに向けた支援を行うものです。

### イ 参加支援事業の実施体制

〇くらしのまるごと相談課をはじめ、関係機関が本人のニーズを尊重しながら地域団体等と連携し、本人やその世帯が望む社会とのつながりづくりに向けて、支援していきます。

(令和6年3月31日現在)

事業名	実施主体	箇所数	運営形態	対象圏域
参加支援事業	くらしのまるごと相談課	1か所	直営	区全域

## (3) 地域づくりに向けた支援事業

### ア 事業の概要

本事業は、地域資源を幅広く把握したうえで、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備することや、交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートすること、さらに、地域における活動を活性化することで、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行う事業です。

### イ 地域づくりに向けた支援事業の実施体制

〇地域づくりに関する既存の取組・事業を活用しつつ、地域の社会資源や支援ニーズを把握しながら、関係機関と連携し、地域における居場所や交流の場の拡充に努めていきます。

〇包括的相談支援事業、参加支援事業及びアウトリーチ等を通じた継続的支援事業と連携しながら、地域で行われている地域づくりに向けた各事業や活動を把握し、分野横断的に地域づくりに向けた支援を推進します。

【第3号のイ/地域介護予防活動支援事業】 (令和6年3月31日現在)

事業名称	高齢者の介護予防事業
圏域・箇所数	区内全域
事業内容	<p>区内5か所の公園に設置した専用のうんどう器具を使用した「うんどう教室事業」や、「筋力向上トレーニング事業」、「脳力（のうぢから）トレーニング事業」、「回想法教室事業」を実施し、区民が地域の自主的な活動に参加するきっかけをつくとともに、リーダー（回想法事業はトレーナー）養成講座等を行い、自主グループが持続的に活動できるよう支援します。</p> <p>さらに、高齢者の社会参加と介護予防を推進するため、地域で行う介護予防活動にポイントを付与する「介護支援サポーター事業」を実施します。</p>
運営形態	直営（うんどう教室事業及び介護支援サポーター事業は委託）
所管課	地域包括ケア担当課

【第3号のロ/生活支援体制整備事業】 (令和6年3月31日現在)

事業名称	生活支援体制整備事業
圏域・箇所数	第1層（区内全域）、第2層（7圏域）
事業内容	<p>①第1層協議体の設置、第1層生活支援コーディネーターの配置 区内全域の生活支援に関するニーズや課題を共有し、既存の地域資源の活用やサービスの開発について協議を行います。</p> <p>②第2層協議体の設置、第2層生活支援コーディネーターの配置 各日常生活圏域主体で地域の課題解決に向けて協議を行います。</p>
運営形態	①直営 ②委託（各地域包括支援センター）
所管課	地域包括ケア担当課

【第3号のハ/地域活動支援センター事業】 (令和6年3月31日現在)

事業名称	地域活動支援センター事業
圏域・箇所数	5 箇所
事業内容	障害のある方に対して、地域活動支援センターにおいて創作的活動の機会等を提供して社会との交流の促進を図り、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援を行います。
運営形態	①直営（身体・知的） ②補助（精神）
支援機関名	①葛飾区地域活動支援センター（1） ②地域活動支援センターⅠ型（3）、地域活動支援センターⅡ型（1）
所管課	障害者施設課、保健予防課

【第3号のニ/地域子育て支援拠点事業】 (令和6年3月31日現在)

事業名称	地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）
圏域・箇所数	49 箇所（直営 28 箇所、補助 21 箇所）
事業内容	子育て中の親が出会い、情報交換や相談のできる拠点として子育てひろばを設置して親の孤立化を防止します。
運営形態	①直営 ②補助
支援機関名	①すくすくルーム（子ども未来プラザ）（3）、 のびのび広場（基幹型児童館 4 箇所、地域型児童館 20 箇所）（24） 金町子どもセンター内（1） ②私立認可保育所（15）、認定こども園（4）、公共施設（2）
所管課	子育て政策課、子育て施設支援課、子ども家庭支援課

【第3号/生活困窮者支援等のための地域づくり事業】 (令和6年3月31日現在)

事業名称	地域づくり事業
圏域・箇所数	1 箇所
事業内容	くらしのまるごと相談事業において、社会福祉協議会の地域貢献活動センター等と連携しながら、地域活動団体への訪問及び意見交換により、地域の福祉ニーズや社会資源の把握を行います。さらに、支援会議や地域貢献活動センターの地域活動団体とのネットワーク等を活用し、制度の狭間にある課題への対応やさらなる地域活動の活性化につながる仕組みづくりを検討していきます。
運営形態	直営
支援機関名	くらしのまるごと相談課
所管課	くらしのまるごと相談課

#### (4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

##### ア 事業の概要

本事業は、支援関係機関等との連携や地域住民とのつながりを構築し、複雑化・複合化した課題を抱えながらも支援が届いていない人に対して、訪問や面談により積極的に働きかけて、信頼関係を築きながら、適切な支援につなげる事業です。

##### イ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の実施体制

○くらしのまるごと相談課において、潜在的な課題を抱えつつも、自ら相談することが難しい方などに、アウトリーチ（訪問支援）等により積極的に働きかけて、信頼関係を築きながら相談や支援につなげます。また、寄り添いながら状況を把握し、継続的にかかわりながら支援につなげていきます。

○高齢、障害、子ども、生活困窮のそれぞれの窓口においても、それぞれの制度のアウトリーチ（訪問支援）機能を活用し、くらしのまるごと相談課等が調整機能を担いながら連携した継続支援を行っていきます。

(令和6年3月31日現在)

事業名	実施主体	箇所数	運営形態	対象圏域
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	くらしのまるごと相談課	1か所	直営	区全域

## (5) 多機関協働事業

### ア 事業の概要

本事業は、重層的支援体制整備事業における支援の進捗状況等を把握し、必要に応じて既存の相談支援機関の専門職に助言を行うこと、また、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した支援ニーズがある事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、支援プランの策定を行う等の取組を通じて、重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるとともに、包括的な支援体制を構築できるよう支援する事業です。

### イ 多機関協働事業の実施体制

〇くらしのまるごと相談課を事務局とし、複雑化・複合化した相談に対し、支援会議等を活用しながら、各相談支援機関の役割や支援の方向性を整理します。そのうえで、社会福祉法第106条の4第2項第6号に定める支援プランの作成を行い、重層的支援会議（※4（3）参照）に諮りながら、支援の実施・進捗管理を行います。

(令和6年3月31日現在)

事業名	実施主体	箇所数	運営形態	対象圏域
多機関協働事業	くらしのまるごと相談課	1か所	直営	区全域

## 4 連携体制の構築

### (1) 葛飾区くらしのまると相談事業推進委員会

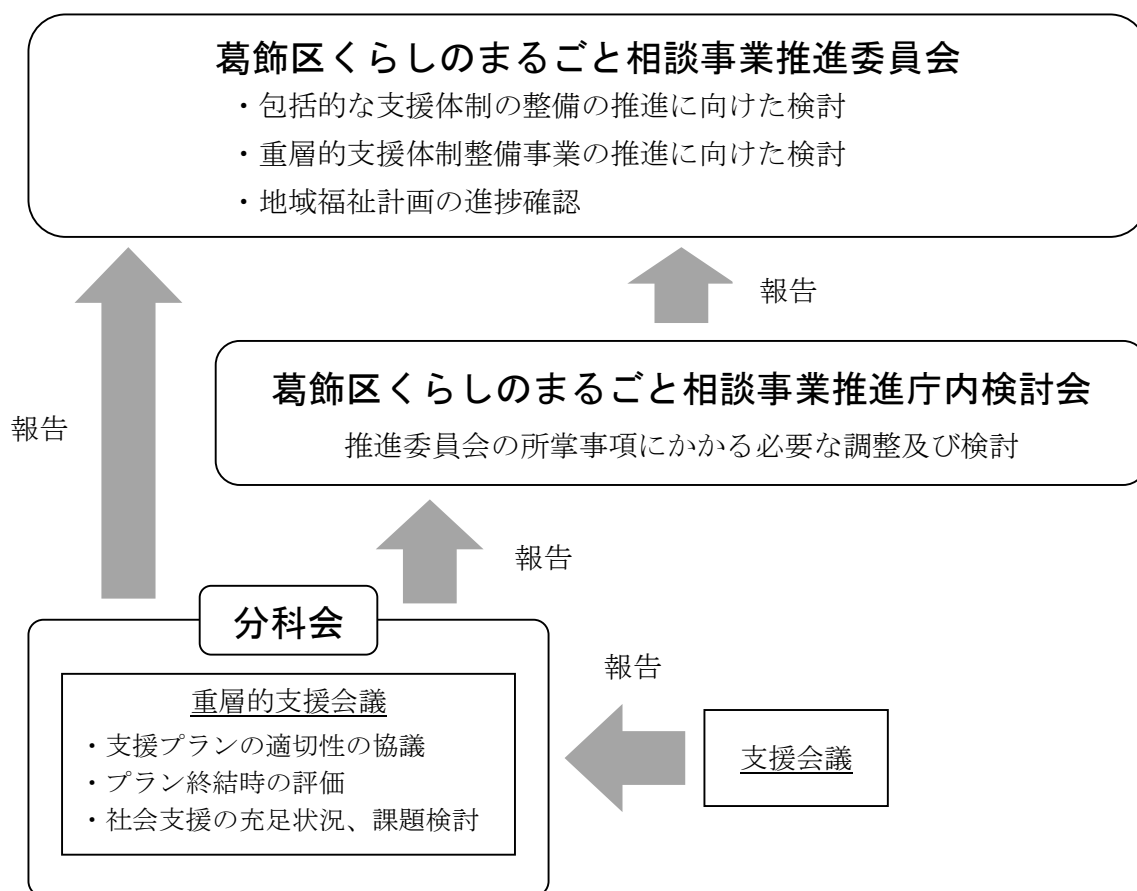
包括的な支援体制の整備の推進に関する事項や、地域福祉計画の進捗を確認するために、学識経験者・関係機関・区を会員とするくらしのまると相談事業推進委員会を設置しており、本委員会で、重層的支援体制整備事業の推進に向けた検討を行います。

### (2) 葛飾区くらしのまると相談事業推進庁内検討会

包括的な支援体制の整備の推進に関連する施策を担当する所管の部課長を会員とし、重層的支援体制整備事業についても、庁内連携の課題、支援体制のあり方、人材育成、事業の普及啓発などについて協議します。

### (3) 分科会

推進委員会の下部組織として、重層的支援会議と位置付ける分科会を設置します。重層的支援会議とは、関係機関の調整を行う会議であり、支援プランの適切性の協議やプラン終結時の評価、社会支援の充足状況や開発等の課題の検討を行います。構成員は、関係部署の課長に加え、実務を担う相談員とし、定期的を開催します。





## 5 支援関係機関間の連携に関する事項

多機関協働事業等の活用のほか、くらしのまるごと相談課において、日頃から顔の見える関係をつくり、自立相談支援窓口、地域包括支援センター、民生委員・児童委員などの各支援関係機関と連携し、複数の課題や制度の狭間の課題を抱える世帯に対し、協働して課題の解決に向けて対応します。

また、支援会議等における各支援関係機関との連携に加え、くらしのまるごと相談課が主体となり、支援関係機関の職員が参加する事例検討や支援制度の研修を実施するなど、各支援関係機関との連携を強化していきます。

## 6 重層的支援体制整備事業の事業評価・見直しに関する事項

くらしのまるごと相談事業推進委員会や、くらしのまるごと相談事業推進庁内検討会において、事業の進捗状況や方向性を定期的に確認し、改善について検討を行っていきます。

## 基本目標 4 地域を主体とした福祉活動の推進



核家族化や生活スタイルの多様化に伴い、個人を尊重する傾向が強くなってきています。また、様々なサービスが充実している一方で、地域では自助・互助が薄れてきている傾向があります。このような中であって、人と人とのつながりを強め、地域の絆を深めていく取組は、大切な視点となります。

このため、自治町会、民生委員・児童委員、社会福祉法人等地域の福祉団体、ボランティア団体などによる地域活動を促進するとともに、これらの地域による支援と併せて、近隣による助け合い、ボランティア支援などを組み合わせて、支援を必要とする世帯を地域全体で継続的に支えていくコミュニティソーシャルワークの推進を図ります。

### 《区が主体となって進める取組》

- 地域を主体とした福祉活動を推し進めるため、コミュニティソーシャルワークの推進に取り組みます。
- 地域団体等や区の専門機関との相互の交流を促進し、ノウハウを共有することで、地域の課題解決の向上に努めます。
- 支援を必要とする方が自分らしく暮らしていけるよう、地域の方や各支援関係機関と連携・協力しながら、一人一人の実情に寄り添った支援を行っていきます。

### 《社会福祉協議会が主体となって進める取組》

- 地域を主体とした福祉活動を推し進めるため、コミュニティソーシャルワークの推進に取り組みます。
- 地域団体等や区の専門機関との相互の交流を促進し、ノウハウを共有するため、関係者の調整を行うとともに、地域の状況や課題に即した取組を推進します。
- 区の関係部署と連携して、地域の関係機関・専門職団体とのネットワークの構築や新たなサービスの検討に取り組んでいきます。

### 《関係機関や専門職団体が主体となって進める取組》

- 関係機関や専門職団体が協力して地域課題の解決に取り組んでいきます。

### 《区から区民や地域団体等へのお願い》

- 身近な生活支援の担い手として協力していきましょう。
- 地域ぐるみの支え合いを進めていきましょう。
- 地域の課題に関心を持って、身近なところから活動を始めましょう。

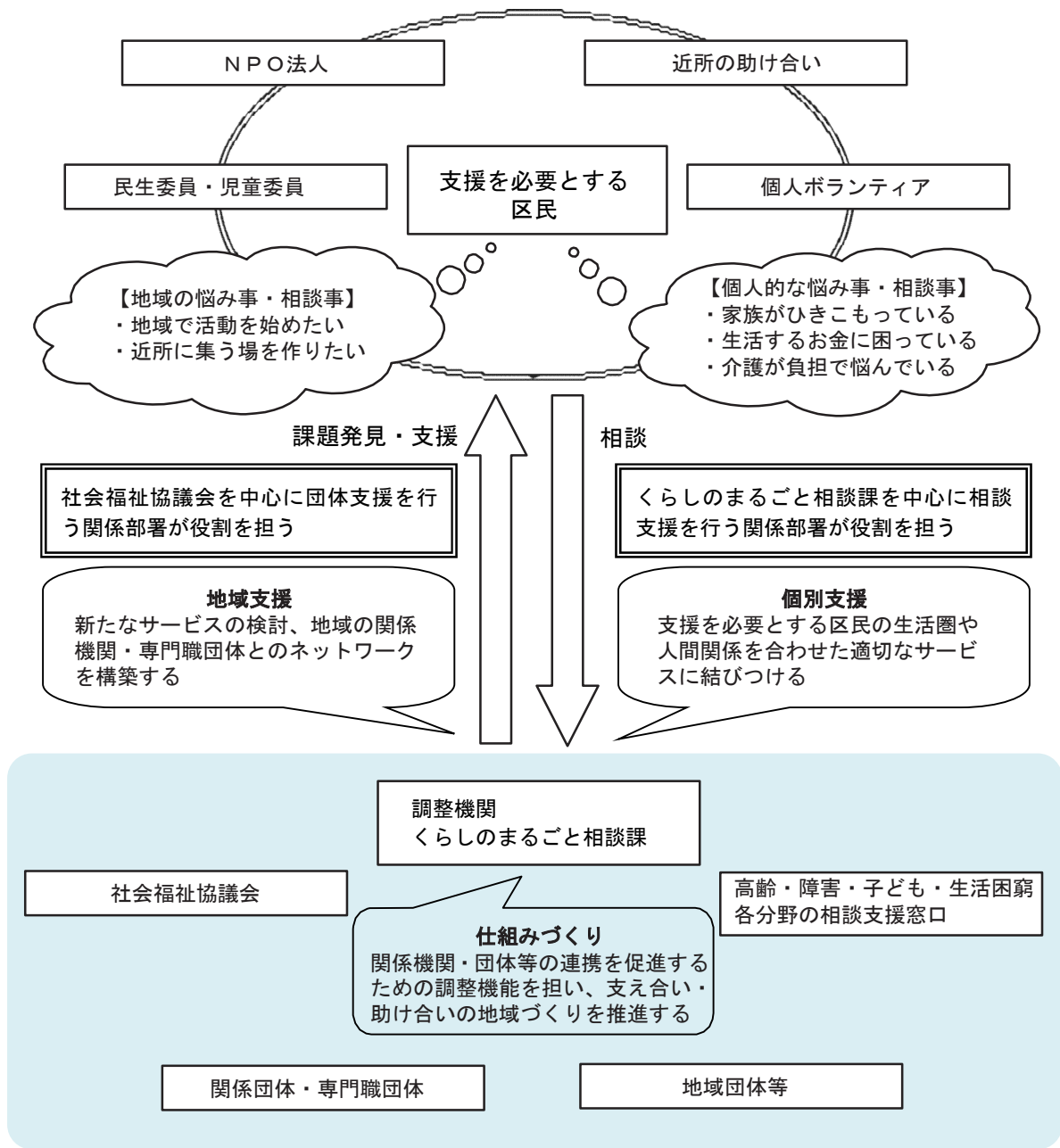
## 地域の主体的な活動の推進（コミュニティソーシャルワークの推進）

コミュニティソーシャルワークとは、地域の中で支援につながらずに困っている方を発見し支援していくとともに、従来の制度や法の枠組みの中では十分に対応できない、ごみ屋敷やひきこもり、軽度の認知症や精神障害の疑いがありながらも、制度の受給要件を満たさない「制度の狭間」にいる方などに寄り添いながら、地域の方の力を借りて支援していくことを通し、個人の問題を地域共通の課題として捉え、地域の方とともに新たな支援の仕組みをつくっていくことです。

区では、令和5（2023）年4月に「くらしのまるごと相談課」を設置し、制度の狭間にいる方についても、アウトリーチ（訪問支援）等を通じて寄り添いながら、地域とのつながりづくりを重視し、地域の方の力も借りながら支援関係機関が連携し、自分らしく地域で暮らすための支援を行っています。

今後は、自治町会や民生委員・児童委員などと地域をつなぐネットワークの強化を図りながら、制度の狭間にある問題を明確にし、課題解決につなげる「個別支援」と、区民などによる福祉活動を支え・進める「地域支援」、さらに、支え合い・助け合いの地域づくりを目指した「仕組みづくり」の3つの機能について、くらしのまるごと相談課を中心とした区と社会福祉協議会が役割分担を行い、葛飾区としてのコミュニティソーシャルワークを推進していきます。

《コミュニティソーシャルワークのイメージ図》



### 身近な生活課題への地域の助け合いの促進

日々の生活の中では、買物や掃除などの日常的な家事、通院や買物の外出などの身近な支援が必要となることがあります。また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯では日々の安心のために見守りが必要なこともあります。

区では、現在、高齢者の生活支援について、支援の担い手の発掘とともに、ニーズとサービスのマッチングを行う生活支援コーディネーターを日常生活圏域に配置しています。また、社会福祉協議会では、おおむね65歳以上の方、障害のある方、ひとり親家庭を対象に、掃除、洗濯、食事の支度、外出介助などが必要になった時に、協力会員を有料で派遣する「しあわせサービス」や高齢者や障害のある方が、安心して外出し社会参加できるよう、車いすのまま乗車できるリフト付きワゴン車を運行する「ハンディキャブ運行」を行っています。さらに、ボランティア・地域貢献活動センターでは高齢者や障害のある方などを対象に、掃除、家具の移動や簡単な組立て、植木のせん定や草取り、蛍光灯の交換などの日常生活での困りごとに対して、地域住民の協力のもとで、生活支援ボランティアを派遣する事業を行っています。

最近では、サロン活動や買物支援など地域の高齢者に向けた地域ぐるみの支え合い活動を行う自治町会なども増えており、担い手自身が社会における役割を感じ、生きがいを持つ面もあります。小地域福祉活動において各地区で展開されているサロン活動は、今後地域におけるつながりを育み、地域住民による支えあい活動へ発展していくことが期待されます。

今後も、このような身近な生活課題については、ちょっとした助けを必要とする人と、身近なことで人の役に立ちたいと考えている人を結び付け、地域の助け合いを促進し、助け合いの担い手・受け手双方が地域で生き生きと活動できる体制を整えるとともに、地域の中で困っている人を助けたいと思う人を増やし、自然に支え合いが生まれる環境づくりを進めていきます。

### 取組方針3

#### 災害時の助け合いの促進

近年の頻発する自然災害に対して、被害を最小限に抑えるためには、「自助」・「共助」・「公助」の取組を推進することが重要ですが、その中でも、災害時の「共助」を推進するためには、平常時における地域のつながりが重要となります。

また、災害時において、地域における一人暮らし高齢者や要介護者、障害者など、要配慮者の方々が、迅速かつ円滑に避難ができる体制を整備しておくことが大切となります。

現在、区では、関係機関と協力し、要配慮者の方々の災害時の迅速かつ円滑な避難を実施するため、個別避難計画の作成を進めています。

今後も、災害時における被害を最小限に抑えるため、平常時での地域のつながりや災害時での助け合いの強化に向けた支援の強化を図っていきます。

### 取組方針4

#### 地域団体等の活動支援

地域の課題が多様化する中で、民生委員・児童委員、青少年委員、また、自治町会、青少年育成地区委員会、ボランティア団体などの活動範囲も広がり、複雑な課題を抱える世帯への対応が求められることも多くなってきています。そのため、これまで以上に、区と地域団体等との連携を強化するとともに、地域団体等の活動の活性化を図っていきます。

- 困難事例や複数の課題を抱えている世帯への支援については、区や民間の相談機関、民生委員・児童委員などの地域の団体が密接に連携して対応していきます。
- ボランティア・地域貢献活動センターでは、NPO法人の設立から団体の運営に関するアドバイスなどの相談事業、NPO法人や地域貢献活動に関する情報紙の発行、団体の新規立ち上げ支援などのサポートを行っていきます。また、区内で活動する個人ボランティアやボランティア団体、福祉施設などを対象に、相互の連携強化とボランティア活動のさらなる活性化を図るため、情報交換会を開催していきます。
- サロン活動や買物支援など、自治町会が行っている多種多様な地域活動の円滑な推進に向けて、引き続き支援していきます。
- 様々な事情を有する子ども・若者を支援する団体が継続して活動できるよう、引き続き支援していきます。
- 高齢者の介護予防活動を行う自主グループに対して、地域活動の円滑な推進に向けて、引き続き支援していきます。

## 取組方針5

### 地域で活動する団体の活動の見える化と区民への情報提供の充実

地域で行われている様々な活動が、支援を必要とする方や地域活動に参加したい方に適切に届くよう、情報提供などの取組を推進していきます。また、新たに活動をしたいと考えている区民が、活動場所を探せないことで参加を断念することがないように、区の窓口やボランティア・地域貢献活動センターなどにおいて情報提供やマッチングを図るなど、活動に関する相談窓口の強化に取り組むとともに、区民の多様なニーズに対応し、適切なサービス利用につながるよう、地域の活動団体のリスト化などによる見える化を進め、知りたい情報を知りたいときに簡単に手に入れられるよう、区民に対する情報提供の強化を図ります。

なお、現在、区では、「葛飾区協働事例集」や「協働DVD」などを通して、地域活動団体のPRや協働サイトを活用した地域活動団体の情報発信を行っています。今後も、SNSや広報かつしかなどの定期的な刊行物といった様々な媒体を活用して、より効果的な情報提供を行っています。

また、自治町会への加入促進リーフレットの中で自治町会活動の魅力をPRしたり、広報かつしかや「わたしの便利帳」などで自治町会活動を特集し、地域の課題解決の核となる自治町会のPR活動を推進します。

## 取組方針6

### 地域で活動する団体の情報共有や団体間の連携の促進

地域で活動する団体間の情報共有を図り、連携した活動を展開することができるよう、**団体間のネットワークの強化**や交流の場の創出、団体情報の周知に取り組めます。

ボランティア・地域貢献活動センターでは、地域貢献活動を行っている個人や団体間の交流を図るために、自治町会など、一定の地域の中で活動する地縁型組織と、一定のテーマ（例えば、手話や朗読など）に基づき活動するテーマ型組織が連携・協働を図れるよう、「ミニ交流会」を行っています。

区は、ボランティア・地域貢献活動センターと連携し、地域貢献活動と区とのマッチングが必要な場合などは窓口となり、関係部署につなぐなどの支援を行うほか、地域貢献活動団体の活動全体の活性化や活動の基盤整備を行っています。

今後は、小地域福祉活動や住民参加型サービスなどの地域活動や自治町会をはじめとする既存の地域団体等との連携・協働を進めていきます。また、ボランティアまつりやコラボかつしかまつりの運営をはじめ、より多くの団体が関わり、交流を深めることが可能となる支援の強化を図っていきます。



## 基本目標 5 権利擁護の推進



区では、平成 20（2008）年に策定、令和 2（2020）年に改定した「葛飾区人権施策推進指針」の基本理念である「全ての政策・施策・事業を通じて、互いの人権を尊重し、平和で平等な社会を実現します。」に基づき、誰一人として差別や偏見に苦しむことがなく、すべての区民が互いを尊重し、支え合い、幸せに生きることでできる社会を目指しています。

さらに、子ども・若者、高齢者や障害のある方などにかかわる各施策の推進や、区、社会福祉協議会、地域団体等や区民の協働により地域福祉を推進するうえでも、個人の自己決定を尊重する、個人の健康や生命を守る、個人の財産を守るなどの権利擁護は、すべての対象者に共通する重要な取組です。権利擁護を進めるにあたっては、区や関係機関、専門職団体の取組とともに、地域の理解も必要となります。

### 《区が主体となって進める取組》

- 葛飾区人権施策推進指針に基づき、人権施策の推進に向けて、啓発事業の充実、人権教育・研修の充実、相談・支援体制の充実等に取り組みます。
- 成年後見制度やその他の権利擁護支援事業の利用促進を図ります。
- 関係機関との協力のもと、虐待や消費者被害を防止します。
- 高齢者福祉や障害福祉などの事業者などと協力して、権利擁護を推進します。

### 《社会福祉協議会が主体となって進める取組》

- 成年後見制度やその他の権利擁護支援事業の利用促進を図ります。
- 関係機関との協力のもと、虐待や消費者被害を防止します。
- 高齢者福祉や障害福祉などの事業者などと協力して、権利擁護を推進します。

### 《関係機関や専門職団体が主体となって進める取組》

- 成年後見、虐待や消費者被害の防止などについて、専門的な支援を行います。

### 《区から区民や地域団体等へのお願い》

- 権利擁護について理解を深めましょう。
- 虐待や消費者被害の実態について理解を深めましょう。



## 取組方針 1

### 判断能力が十分でない人への支援

#### 【第2期葛飾区成年後見制度利用促進基本計画】

#### 1 成年後見制度を取り巻く現状と課題

##### (1) 区の現状

葛飾区成年後見制度利用促進基本計画は、成年後見制度の利用が必要な区民が必要な支援を受けられるよう、支援体制の整備や制度運用の促進を図ることによって、本人の社会参加を促進するとともに、地域全体で支え合う地域共生社会の実現に取り組むための計画です。

区では、平成29(2017)年3月に国が策定した成年後見制度利用促進基本計画に基づき、令和2(2020)年度に葛飾区社会福祉協議会に設置されている成年後見センターを中核機関として位置付け、成年後見制度の利用に関わる関係団体の連携を進める協議会を立ち上げるとともに、本人に身近な親族、福祉、介護、医療、地域の関係者や後見人がチームとなって対応する体制づくりを進めてきました。

その結果、成年後見制度の利用者数は、令和2(2020)年以降増加傾向にあり、令和4(2022)年の利用者数は785人となっています。

##### 【区の成年後見制度利用者数（毎年12月末現在）】

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
後見	537	533	550	558	591
保佐	93	92	104	113	128
補助	36	38	46	49	53
任意後見	17	16	12	10	13
合計	683	679	712	730	785

##### 【区の成年後見制度の申立件数（毎年12月末現在）】

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
後見	116	102	107	124	152
保佐	12	13	26	23	36
補助	4	7	9	9	13
任意後見	1	2	2	2	4
合計	133	124	144	158	205

##### 【成年後見人等と本人との関係別件数（毎年12月末現在）】

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
親族後見人	43	34	34	37	29
第三者後見人	86	99	108	117	173
合計	129	133	142	154	202

出典「東京家庭裁判所」

## (2) 区の課題

中核機関の設置により、成年後見制度の利用が促進された一方、課題も残されています。

東京家庭裁判所から提供されたデータ（令和4（2022）年12月31日現在）によると、令和4（2022）年の区における成年後見制度の利用者数は785人ですが、そのうち、後見類型が591人、保佐類型が128人、補助類型が53人と、全体的に保佐類型や補助類型が少なく、判断能力が著しく低下した段階にならないと、成年後見制度が利用されていない状況が推測されます。

また、同年に後見等開始の審判がされた202件（本人の居住地が葛飾区）のうち、親族後見人が選任されたものが29件、専門職などの第三者後見人が選任されたものは173件となっており、親族後見人が少ない状況にあります。

さらに、成年後見制度は財産保全に関する運用面が重視され、必ずしも意思決定支援や身上保護などの福祉的な視点に十分な配慮がなされていないことから、成年後見制度の利用者がメリットを実感できないことも多いとの指摘がなされています。

こうしたことから、今後も、成年後見制度の利用を促進していくためには、権利擁護支援が必要な人を早期に発見し、適切な支援につなげ、本人や後見人などを支援するための地域連携ネットワーク体制を強化し、本人の意思決定支援を土台とした身上保護や財産管理などの支援を行うことなどにより、利用者がメリットを実感できる制度運用を促進していくことが必要と考えられます。

また、地域共生社会の実現に向けては、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付け、成年後見制度の利用促進を含めた権利擁護支援策の充実を図ることも必要と考えられます。

そのため、本計画では、成年後見制度の利用促進に向けた権利擁護支援策及び地域連携ネットワーク体制の充実を柱とし、また、令和4（2022）年3月に閣議決定された、国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」に盛り込まれた新たな視点を踏まえ、本区の実情に即した効果的な施策の展開を図っていきます。

## 2 権利擁護支援策の充実

### (1) 権利擁護支援が必要な人の早期支援

#### ア 権利擁護支援の周知・普及

高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）や居宅介護支援事業所、民生委員・児童委員などが日々の支援を行う中で、権利擁護を必要とする人を発見し、制度利用につなげることにより、支援を必要とする早い段階から権利擁護支援を行っていきます。

障害（知的・精神）のある方については、本人や親族、障害者施設等の身近な支援者に対して制度を利用した場合のメリットを、セミナーや講演会等の場において十分に周知することで、身近な支援者を通して、障害の特性に応じた支援を行っていきます。親亡き後の生活をサポートする制度の一つとして、また、法律的な手続きや契約行為の際、不利益を被ることがないようにするなどの観点からも、制度の利用促進を図っていきます。

特に、高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）や障害福祉サービス事業所等に対しては、成年後見制度や権利擁護サービスなどの諸制度やそのメリットについて、きめ細かく周知を行っていきます。

これらの周知・普及を通じて、判断能力の低下あるいは不安をもつ本人や家族などが、早期の段階から気軽に相談することができるような体制や環境の整備を進めます。さらに、成年後見制度の利用促進に向けた区職員の研修等を通して、窓口などで契約行為や金銭管理に不安のある区民を応対した場合は、本人又は親族に対する制度利用の周知や成年後見センターなどへの相談を勧奨するよう、幅広く周知していきます。

#### イ 他事業から成年後見制度へのつなぎ

成年後見センターで実施している地域福祉権利擁護事業をはじめ、生活困窮者自立支援制度や重層的支援体制整備事業などの他事業・他制度との連携を図り、成年後見制度につなげていくことで権利擁護を推進していきます。

また、生活保護や障害福祉サービスなどを受給されている方のうち、権利擁護支援が必要な方についても、成年後見制度の利用につなげていきます。

#### ウ 相談窓口の充実

権利擁護支援が必要な方を早期に発見し、適切な支援を行っていくためには、成年後見制度についての問い合わせや利用に関する相談のみならず、財産保全や管理に関する不安、死後のことに関する不安など、幅広く相談を受け、適切な機関につなげていくことが必要です。

このため、くらしのまるごと相談窓口をはじめ、庁内各課や各種専門職団体との連携を図り、成年後見制度の利用を含めた権利擁護支援について、幅広く相談を受け付ける体制を充実します。

### (2) 任意後見制度の推進

権利擁護支援に関する早期の相談を進めていく中で、判断能力がある方については、本人の意思を反映、尊重した、任意後見制度の活用を進めていきます。

また、任意後見制度の利用を促進するため、各種相談窓口等において、判断能力が備わっているうちに、信頼できる人物を後見人に選ぶことができること、適切な時期に任意後見監督人の選任がされ、安心して財産や生活を守ることができることなどの任意後見契約のメリットについて、幅広く周知を図ります。

### (3) 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用

#### ア 本人の特性に応じた意思決定支援や身上保護を重視した成年後見制度の運用

成年後見制度の利用を促進するに当たっては、本人の意思決定支援が適切に行われるとともに、本人の財産管理のみならず、身上保護が適切に行われることが重要です。本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援を土台として身上保護などを行うため、本人に身近な親族、福祉、介護、医療、地域の関係者と後見人がチームとなって意思決定支援の考え方を理解し、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握

し必要な対応を行う体制を構築していきます。

また、法律と福祉の専門職が専門的助言や相談対応などの支援に参画する仕組みの整備を進めていきます。

#### イ 意思決定支援のさらなる浸透

意思決定支援は、権利擁護支援の重要な要素であり、意思決定支援の理念が地域に浸透することにより、成年後見制度を含む必要な支援に、適時・適切につなぐことができるほか、尊厳のある本人らしい生活の継続にもつながります。

そのため、東京都や東京都社会福祉協議会から助言や協力を得ながら、区や成年後見センターの職員をはじめ、幅広い関係者に対して、意思決定支援の普及・啓発を行っていきます。さらに、専門職団体等の協力を受けながら、区における意思決定支援に関するガイドラインを作成し、後見人等に広く周知していくことで、意思決定支援の観点を重視した後見事務等が行われるよう努めていきます。

#### ウ 区長申立ての適切な実施と推進

区では、現在、身寄りのいない認知症高齢者や知的障害者、精神障害者で成年後見制度を利用することが有用な方に対し、区長による申立てを行っており、高齢者や障害者人口が増加し続けている区の現状を踏まえると、今後も、区長による申立ての需要の増加が予想されますので、引き続き、積極的に活用していきます。

##### 【区長申立ての利用状況】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
認知症等高齢者	42	53	53	60	78
知的障害者	3	0	1	4	5
精神障害者	5	5	9	10	7
合計	50	58	63	74	90

#### エ 成年後見制度利用支援事業の推進

成年後見制度の利用を開始するに当たっては、家庭裁判所へ申立てを行う必要がありますが、その際、申立費用や診断書作成費用、必要に応じて鑑定費用などが生じます。また、制度利用開始後は後見人に対する報酬が生じるため、これらの諸費用が負担となり、成年後見制度の利用をためらうケースがあるという状況から、成年後見センターでは、制度を必要とする区民が適切に利用できるように、利用費用の助成を行っています。

この成年後見制度利用支援事業の利用者数は増加傾向にあり、今後も制度の周知を図るなど、利用促進に向けた利用支援を推進していきます。

##### 【区の成年後見制度利用支援状況】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
成年後見制度利用支援件数	32	39	53

### 3 権利擁護支援の地域連携ネットワークの充実

#### (1) 地域連携ネットワークの体制

##### ア 権利擁護支援チーム

権利擁護支援チームとは、権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族、福祉、介護、医療、地域の関係者等が、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思及び選好や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行うチームとされ、区では、サービス担当者会議などの既存の会議体を活用し、「支援チーム」を構成しています。

また、この「支援チーム」を活用することで、本人の状況に応じ、後見等開始前においては、本人に身近な親族、福祉、介護、医療、地域の関係者が、後見等開始後は、これに後見人が加わって対応する仕組みを担っていきます。

##### イ 協議会

成年後見に関わる法律職や福祉職、介護や医療関係者、地域の支援者による協議会を設け、専門職団体や関係団体との連携の強化を図り、個別の支援を通じて得られたノウハウの共有や支援内容の妥当性の検討などを行います。

##### 【協議会の運営状況】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開催数	2	2	2

##### ウ 中核機関

中核機関は、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関であり、主に以下の役割を担います。

- (ア) 本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートをを行う役割
- (イ) 専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートをを行う役割（協議会の運営等）

区においては、区と成年後見センターが連携して、この中核機関の役割を担っています。今後も、地域連携ネットワークの持続的な発展に向け、コーディネート機能の強化に努めます。

#### (2) 地域連携ネットワークの機能強化に向けた取組

専門職後見人、法人後見、市民後見人等の担い手が地域で活躍できるための支援を行うとともに、後見人等が選任された後も継続的な見守りと、必要に応じた支援を行うことで、後見人等が活動しやすい環境を整えます。

また、後見人等の参画した「支援チーム」が、意思決定支援に取り組めるよう、意思決定支援の重要性や考え方などについて、継続的な普及・啓発を図ります。

#### 4 中核機関の具体的役割

##### (1) 広報

専門職や関係団体などのみならず、区民に広く成年後見制度の理解を深めていただくため、中核機関は、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、精神保健福祉士協会などの専門職団体、医療機関、金融機関、民生委員・児童委員、自治町会等と連携し、成年後見制度（法定後見及び任意後見）に関する案内パンフレットの作成や配布、広報紙などを活用した情報提供、研修会やセミナーの開催などを行い、地域における効果的な広報活動を推進します。

##### 【成年後見制度に関する広報活動の実績】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
パンフレットの配布		実施	実施	実施
区報等の活用による情報提供		実施	実施	実施
講演会	回数	8	8	9
	参加人数	120	122	178
研修会・セミナー	回数	2	1	3
	参加人数	16	7	40

##### (2) 相談支援

成年後見制度の利用促進を図るうえで、成年後見制度の利用に関する相談支援の充実が重要です。中核機関は成年後見制度の利用が必要な人や制度の利用を検討している人などからの相談を受け、申立てへの支援を行います。

また、区長による審判請求の申立てを行う場合を含め、権利擁護支援が必要なケースについて、高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）や居宅介護支援事業所などの身近な相談支援窓口からの相談に応じ、情報を集約するとともに、後見申立ての必要性の判断に迷う場合や多角的に検討が必要な場合などは、弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士などを交えたメンバーによる「検討支援会議」を開催し、適切な支援内容に関する検討及び本人の見守り体制を含め、後見等開始後の支援のあり方についての検討を行います。

その際、本人の生活を守り、権利を擁護する観点から、後見類型だけではなく、保佐や補助類型の積極的な利用や任意後見の利用の可能性も考慮することとします（適切な類型の選定を行うことが前提となります）。

##### 【成年後見制度に関する相談(一般/専門)の実績】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般相談		812	767	631
専門相談		22	25	16
合計		834	792	647

### (3) 受任者調整

個別のケースについての「検討支援会議」を活用し、本人の状況に応じて、後見受任者の調整を行い、家庭裁判所に後見人候補者を推薦する役割を担います。親族や市民後見人を後見人候補者とする場合は、後見人を支援する体制についても併せて検討し、必要な調整を行います。

また、申立手続の際に必要な診断書や鑑定書の作成が困難な場合は、対応可能な医療機関などとの連携も担います。

#### 【検討支援会議での受任者調整の実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開催件数	10	12	12
調整件数	25	32	29

### (4) 担い手の確保・育成等の推進

区では、成年後見センターにおいて、平成26(2014)年度から市民後見人養成講座を開催し、修了生が後見支援員として、社会福祉協議会の法人後見の補助業務を行うことで、後見人となるための実務経験を積む取組を始めています。令和4(2022)年度には、後見支援員6人が東京家庭裁判所から成年後見人に選任されています。今後は、市民後見人が成年後見制度の担い手という観点だけでなく、地域共生社会の実現に向け、制度の広報・相談、見守り活動、意思決定支援など地域において広く権利擁護に関わる活躍ができるよう人材の育成支援を行っていきます。

また、多様な法人後見の担い手の確保・育成も重要な取組です。区内の法人後見の担い手としては、現在、社会福祉協議会、専門職によるNPO法人、市民後見のNPO法人などがありますが、特に市民後見NPO法人については、後見監督人の確保や市民後見人としての実務経験を積む機会の確保、人材不足などの問題を抱えている団体もあります。

中核機関は、これら法人が抱える諸問題の解消に向けた支援も含め、法人後見の担い手に対する活動支援を行っていきます。



【市民後見人に関する講座の実績】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
養成講座	回数	1	1	1
	参加人数	4	3	5
フォローアップ研修	回数	1	2	2
	参加人数	21	44	52
後見登録メンバー連絡会	回数	1	2	2
	参加人数	21	44	52

【市民後見人の養成状況の実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
後見支援員登録者数	31	37	39
後見人等の受任者数	1	2	6

【法人後見人の担い手の育成支援の実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談支援件数	0	0	2
連絡会開催数	1	1	2

(5) 後見人支援

中核機関は、親族後見人や市民後見人などの日常的な相談に応じるとともに、家庭裁判所への定期報告書類の作成支援を行います。また、後見人と本人に身近な親族、福祉、介護、医療、地域の関係者が協力して支援を行えるように関係者に働きかけ、後見人を含めた新たな「支援チーム」づくりを行うとともに、「支援チーム」内の連携が円滑に行われているかなどの状況を把握し、必要に応じて「支援チーム」に助言などを行います。

また、様々なケースにおける対応などの情報を蓄積するとともに、それらの蓄積をもとに、後見人による事務が本人の意思を尊重し、その身上に配慮して行われているか定期的に状況を把握します。本人と後見人との関係がうまくいかなくなっている場合や本人の権利擁護が適切に行われない状態が継続している場合などは、検討支援会議などを活用して、新たな後見人候補者を推薦するなど家庭裁判所との連絡調整を行います。

(6) 不正防止効果

成年後見制度における不正事案では、後見人等が制度を十分に理解していないことで生じてしまうケースもあります。

中核機関は、後見人等の知識不足や理解不足による誤った事務や手続きを予防するため、地域連携ネットワークや「支援チーム」を通じた見守り体制の強化を図り、正しい知識の啓発を行っていきます。さらに、後見人等からの相談を随時受け、後見人等が孤立することがないように、日常的に支援を進めることにより、未然防止に努めていきます。



## 5 その他権利擁護に係る事業の充実

### (1) 現在の取組

#### ア 訪問援助事業(地域福祉権利擁護事業・財産保全管理サービス事業)

成年後見センターでは、訪問援助事業として、高齢者や障害のある方を対象に福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理サービス、通帳などの預かりサービスをそれぞれ有料で実施しています。利用料の支払いが困難であるとの理由により、これらのサービスの利用ができない方もいることから、令和5年度からは低所得者に対しての利用料の助成を行っています。

#### 【訪問援助事業の実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
契約者数	42	63	81
援助件数	433	666	885

#### イ 成年後見人等のつどい

成年後見センターにおいて、親族後見人などを対象に研修会や情報交換会を開催することにより、親族後見人などの孤立や不安を解消し、安心して後見業務に取り組むことができるよう、支援していきます。

#### 【後見人の支援実績】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
意見交換会	回数	3	3	3
	参加人数	14	21	17

#### ウ 終活への支援

充実した人生の終末期を過ごしてもらうための支援として、本人及びその家族に対して、エンディングノートを配布するとともに、エンディングノートの書き方、相続手続、遺言などに関するセミナー、相談支援、啓発活動を実施します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
エンディングノート配布部数	1,115	1,355	5,662
弁護士による終活相談件数	18	31	32

### (2) 新たな取組

今後は、身寄りのない高齢者を対象に、家族や親族に代わって、入院・入所の際の身元保証や日常生活支援、死後事務の対応等に関するサービスの需要の増加が見込まれます。

区では、これらのサービスについて、国の動向等を見据えながら、民間事業者によるサービス提供状況を踏まえつつ、区としての取組について検討を進め、適宜実施していきます。

### (3) 今後検討していく取組

今後の広範な権利擁護支援ニーズに対応していくためには、多様な主体の参画を得て、

権利擁護支援に係る新たな連携・協力による支援の仕組みづくりが必要です。区においても民間事業者等との新たな連携による生活支援や意思決定を支援する取組など、成年後見制度以外の権利擁護支援策を検討していきます。

## 取組方針 2

### 子どもの権利擁護

国際連合は、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）を平成元（1989）年に採択し、国は、平成 6（1994）年に批准しています。

子どもの権利条約は、子どもの権利を国際的に保障しており、条約に定める権利は、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利の 4 つの権利に分類されています。

国内では、平成 28（2016）年 5 月の児童福祉法の改正により、第 1 条で「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり（中略）その心身の健やかな成長及び発達（中略）を等しく保障される権利を有する」と定められ、第 2 条では、「社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。」と定められました。また、令和 5（2023）年 4 月には、子どもを権利の主体とし、権利を保障する総合的な法律として「こども基本法」が施行されるとともに、子どもの権利擁護を含め、子どもを取り巻く様々な問題に対し、包括的な取組を推進する主体として「こども家庭庁」が創設されました。「こども基本法」では、第 11 条において、子ども施策を推進するにあたり、当該子ども施策の対象となる子どもの意見を反映させるために必要な措置を講ずることが定められました。また、子ども施策を決定する際には、施策の目的や実現可能性を考慮したうえで、子どもの最善の利益を実現する観点から、子どもの意見の施策への反映について判断することが重要であるといった考え方が示されています。

区においても、令和 5（2023）年 10 月に子どもの最善の利益が実現される「かつしか」を目指し、区全体で子どもの健やかな成長を支えていくことを目的とした「葛飾区子どもの権利条例」を施行しました。「葛飾区子どもの権利条例」の第 16 条では、区と子どもなどが協働・連携し、子どもの視点を大切にしながら、子どもに関する施策を推進することについて定めています。

今後は、「葛飾区子どもの権利条例」に則り、子どもの視点を大切に、「子どもの最善の利益」を優先及び考慮した取組を推進するとともに、「虐待」や「いじめ」などの権利侵害から子どもたちを守る取組を強化していきます。

### 取組方針 3

## 高齢者の権利擁護

令和 5（2023）年 6 月に成立した認知症基本法では、認知症の方を含めた国民が、相互に人格と個性を尊重し支え合い共生する社会の実現を目指し、認知症の方に関する国民の理解や認知症の方の生活におけるバリアフリー化の取組を進めるとともに、認知症の方の社会参加の促進及び権利擁護などの取組を進めていくこととしています。

認知症になっても、介護が必要になっても、家族や周囲から支えられて自分らしい生活を送れること、自分のことは自分で決められること、財産が守られること、これらの高齢者の権利を擁護していくことが大切です。

そのため、認知症などにより判断能力が低下した場合に、財産の管理やサービス利用など、本人の意思決定を支援する成年後見制度のさらなる活用に取り組みます。

また、近年、養護者や養介護施設従事者などによる高齢者虐待、高齢者を対象とした特殊詐欺や消費者被害など、高齢者の権利が侵害される事例も増えています。

養護者による高齢者虐待は、介護疲れや介護ストレスだけではなく、養護者自身の心身の課題や家族関係、経済的問題など複数の要因が重なりあい発生します。高齢者虐待を防止するためには、周囲の人たちがそのリスクに気づき、関係者が連携しながら養護者支援を含め、早期に関わっていくことが必要であり、区では「高齢者虐待防止・養護者支援計画」を定め、虐待の予防・早期発見と対応・再発防止に向けて取り組んでいます。

さらに、高齢者の特殊詐欺被害や消費者被害に関しては、高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）、消費生活センター、警察など関係機関が連携を密にして、被害の防止や被害早期における相談体制を強化していきます。

### 取組方針 4

## 障害者の権利擁護

国は、障害者の権利利益の擁護を目的とした「障害者虐待防止法」を平成 24（2012）年 10 月に施行し、障害者の虐待の予防と早期発見及び養護者への支援についての仕組みを定めました。また、障害のある方への差別の解消を推進するため、「障害者差別解消法」を平成 28（2016）年 4 月に施行し、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や障害のある方への合理的な配慮を義務付けました。

これらの国の動きに合わせて、区では、障害者権利擁護窓口を設置し、障害のある方の虐待に関する相談に対応するとともに、障害のある方に対する不当な差別的取扱いや合理的配慮に関する相談に対応しています。

また、令和 6（2024）年 4 月には、障害者差別解消法が改正され、民間事業者に対して合理的配慮の提供が義務化されます。そのため、区内事業者に対して、合理的配慮に関する周

知を充実するなど、障害者の権利擁護を推進していきます。

さらに、障害のある方が「親亡き後」も自分らしい生活を送れるよう、財産の管理やサービス利用など、本人の意思決定を支援する成年後見制度のさらなる活用に取り組みます。

## 取組方針5

### 意思決定支援

加齢や疾病などによる認知機能の低下、障害などにより判断能力が不十分な常況にある方などの中には、日常の支援やサービス利用決定に際して、専門職などによる意思決定支援が必要な場合があります。

本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行うことが原則であり、不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重します。本人の自己決定や意思確認が困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、本人の意思及び選好を推定します。本人の意思を推定することがどうしても困難な場合は、関係者が協議し、本人にとっての最善の利益を判断します。これらが意思決定支援の基本的原則となります。

この基本的原則は、保健・医療サービス、介護サービス、成年後見制度などの権利擁護に共通するものであり、それぞれの支援を担当する専門職は、意思決定支援の趣旨を踏まえ、日々の支援を行っていきます。さらに、区における意思決定支援に関するガイドラインを専門職団体等の協力を受けながら作成していきます。

#### 【参考】

- 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン  
(平成 29 (2017) 年 3 月厚生労働省)
- 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン  
(平成 30 (2018) 年 6 月厚生労働省)
- 身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン  
(令和元 (2019) 年 5 月厚生労働省)
- 意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン  
(令和 2 (2020) 年 10 月厚生労働省)

○コラム（予定）

重層的支援会議、支援会議とは
青少年育成地区委員会の活動
青少年委員の活動
民生委員・児童委員の専門性の向上の取組
成年後見制度とは
身上保護とは
検討支援会議とは
入院・入所の際の身元保証や日常生活支援、死後事務の対応等のサービス提供に関する国の動向

○用語解説（予定）

ニッポン一億総活躍プラン
社会福祉協議会
NPO法人
かつしか区民大学
葛飾区協働事例集
葛飾協働まちづくり表彰
葛飾区職員出前講座
福祉・ボランティア出前講座
認知症カフェ
小地域福祉活動
アウトリーチ（訪問支援）
福祉サービス第三者評価
苦情調整委員制度
介護相談員活動
個別避難計画
BCP（業務継続計画）
セルフ・ネグレクト
生活支援コーディネーター
日常生活圏域
SNS
サービス担当者会議
後見監督人
エンディングノート
養護者